

氏名	こめ いえ たい さく 米 家 泰 作
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 93 号
学位授与の日付	平 成 10 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 地 理 学 専 攻
学位論文題目	日 本 ・ 中 近 世 山 村 の 歴 史 地 理 学 的 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 金田章裕 教授 成田孝三 教授 石原 潤

論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は、日本の「山村」概念と「山村地域」の形成をめぐる諸問題の検討を通じて、「山村」についての新しい見方を示すところにある。すなわち、「山村」概念が歴史的に形成された地理思想的な観念である可能性を認め、現実の「山村地域」もまた、平野部と区別される特質を備えた地域として、歴史的に形成されたものとみなす想定が、その基礎となる。

この課題をめぐるのは、諸分野の見解の相違を含めて、未だ多くの問題が残されている。従来の多くの山村研究者にとって「山村」概念は、すでに研究の前提として存在するものであって、「山村地域」がどのようにして他と区別されるべき地域として形成されたかは、問題にされてこなかった。例外的に、民俗学・文化地理学・民族学は、「山村」を自明の前提とするのではなく、「山村文化」の濃度によって「山村」を見いだそうとしてきたが、そこでは時間の流れに沿って「山村」らしさが衰退するという「山村史」が説かれてきたに過ぎない。

本論文は、幅広い論点の整理を通じて具体的な問題の所在を見定めた上で、13～19世紀にわたる4つの事例研究を通じてその検討に寄与するとともに、歴史地理学的な Imagined World における「山村像」を扱う方法論を新たに提示する。

近世以前の山村をめぐる従来の研究は、民俗学・文化地理学・民族学からの視点と、歴史学からの視点とに大きく分けられる。前者は「山村文化」とその衰退過程を、後者は山地地域の政治的・経済的展開を取り扱ってきた。両者の視点は対照的であるが、文化・政治・経済の3点において、本論文が問題とすべき論点を見いだすことができる(第1章)。

文化的な論点としては、山村に伝存した焼畑・狩猟・採集といった非稲作的生業が縄文期に起源をもつとする、民俗学・文化地理学・民族学からの見解が注目される。しかし非稲作的生業は、古代以来、山地にのみ温存されたものではない。古代の杣、中世の落人、中世の山地開発にかかわる研究は、山地をめぐる動態的な人口移動を、政治的・経済的情勢と関わらせて考慮すべきことを示している。また、古代・中世の平野部の畠作(畑作)研究は、山地文化と平野部の稲作中心の文化とが明確なコントラストをみせるに至ったのは、むしろ近世であることを示唆している。

政治的な論点としては、民俗学が、近世初期の山村一揆を、中央政権による山村征圧の表れとして理解してきたことの是非が問題となる。古代国家による山民支配の存在がすでに知られ、さらに古代～中世の山地所領の分析によって、むしろ早くから山地に対する政治的支配が進んでいたことを示す必要がある。中世の山地所領には非稲作的産物が貢租として要求されていたことが知られるが、それは山地ゆえの特別の貢租だったわけではなく、山間・山麓の一般の所領においてもみられるものであった。これに対して、近世の政治権力は、林政を主眼とする山村政策を展開させ、山村に対して林産物を移出する機能を強く求めていた点が特筆される。

経済的な論点としては、山村の「原型」の特質を多様で幅広い非稲作的生業にみいだす文化地理学の見解が注目される。商品経済の発達で、山村の生業の単純化と山村文化の衰退を招くとする見方も根強い。しかし、それは近代以降に顕著な現象であって、近世山村・中世山村における商品生産の諸研究によって、山村の生業の多様性がむしろ商品流通を背景として

いたことを明示する。

次第に稲作を主としていく平野部の農村に対して、林産物の移出機能を強めた「山村地域」が形成される過程の画期としては、「山村地域」が特別な地域として意識される近世が重要であると考えられる。とりわけ近世山村は、領主との関係のなかで、また村の由緒書の作成において、自画像を表現する動きをみせた。この点もまた重要な分析対象となる。

従って、まず、政治的な論点に関わる事例として、中世後期の山地所領における空間支配の進展と、中世山村の精妙な山地空間の認識を示すべく、四国山地東部の大忍（おおさと）荘槇山の中世名（みょう）の境界をとりあげる（第2章）。

名の境界を記載した中世文書をみれば、境界が尾根・谷によって示されていたことが確認される。もっとも、山中に点在していた樹木・岩・滝・淵・池・湿地・岡・建造物などの地点やランドマークも重要な意味をもっており、これら様々な地点と尾根線・谷線といった地形線を記載することによって、境界線の位置を把握することが行われていた。また、13・14世紀の名の境界相論事例は、集落と同程度の標高においては、山地地形が土地利用の進展を妨げることはなかったことを示す。しかも、ある「谷」を争った相論の事例は、地形が領域化の単位を規定していた可能性を示唆する。しかし高標高（800m以上）においては、一部の境界が人為的に画定されたものの、近世に入って焼畑が境界に接近するまで相論とは無関係であり、おそらく土地利用に不適であったために、結果的に境界となっていたとみなされる。

続いて、経済的な論点に関連して、吉野林業地帯をとりあげる（第3章）。林業史学は、近世大和国吉野川の上流域の非稲作的な農業基盤を、自給作物指向の零細経営とみなし、林業を展開せざるをえなかった背景として位置づけてきた。しかしこの見方は、林業が展開した近世中期以降の史料から導かれたものであって、川上郷井戸村の文禄4年（1595）と延宝7年（1679）の検地帳を検討したところ、これとは異なった近世前期の農業像が明らかになった。この村では定畑（常畑）の総面積が近世前期に減少するものの、一筆ごとの開墾・休閑・放棄の動きが想定される。焼畑の存在と併せて考えるならば、集落を中心として、より定畑らしい耕地とより焼畑的な耕地が同心円的に配列し、頻繁に耕地がローテーションされる山村らしい耕地景観を復原することができる。各名請人の耕地所持の零細性は覆うべくもないが、延宝検地帳は、定畑・切畑にわたる大規模な楮・茶・漆栽培の展開を示しており、近世前期の間に、自給作物栽培指向が、商品作物をとりこんだ多角的・積極的な経営へと変化したことが読みとれる。このような変化は、貧弱な農業基盤が吉野林業を導いたというよりは、林業の展開と連動して、畑作経営の性格も変化していったことを示すと考えるべきだろう。

さらに、「山村地域」を特別な地域として認識する動向に関して、まず近世の一山村民による中世山村像の再構成例として、『熊谷家伝記』（1771年）の再吟味を行う（第4章）。

『熊谷家伝記』は、数十の集落の形成について叙述しているが、そこには次の3つの構図が認められる。(1)無人の山地が14世紀に初めて開発されたように物語るが、実際には、落人は後から現れ、先住者の土地をいわば乗っ取ったものと考えられる。(2)関氏などの近隣の居住者とかれらの領域が、熊谷家が登場した後に出現したかのように書き記しているが、その叙述の一部は誤りであり、本書が周辺部に先住していた人々を閉め出す構図をとっている。(3)熊谷家が定住した直後に、自らの「郷」の領域とその境界を設定し、それが後続の開拓者に順守されようとして述べているが、本書に描かれた境界は、近世の境界を中世期に投影したにすぎないとみられる。すなわち、『熊谷家伝記』の落人伝説は、先住の人々とその領域を隠し、そして特定のイエの領域性を強調するように再構成されたものであったことが判明する。特定のイエが当該山域でのパイオニアだったように描くことによって、そのイエが当該の社会で主導的な立場にあることを合理化する力をもったものといえる。従って、山村一般に多い落人伝説を扱う場合にも、この点が注意されなくてはならない。

次に、近世の山村が、幕府の増税策に対抗して、中世を回顧する自画像を形成し、それを共有した事象を扱う（第5章）。近世の山村民が、幕府や藩との交渉において「山村」としての論理を主張したことが、最近の近世史学で指摘され始めているが、取り上げる大和国吉野郡のように、自立的で無領主的な中世像を数百ヶ村の山村が共有する動きは、従来論じられていないからである。

吉野郡では、村落結合によって作成された諸役免除の嘆願書が、18世紀以降、吉野郡全体が雑税免除の特権をもつことを主張し、その理由を「庄司」・「公文」によって統治された中世の自立的な体制に帰す動きをみせる。「庄司」・「公文」の伝承は郡の北部に分布するものであるが、嘆願書においてはその伝承は吉野郡全体の歴史として利用・共有されている。

嘆願活動に遅れて18～19世紀に作成された旧記・由緒書は、嘆願書に示された回顧的な論理をより誇張して示している。

とりわけ、(1)租税免除以外の特権についても、中世の自立的な政治状況と関連づける傾向、(2)中世吉野郡に影響をもっていた金峰山寺や南朝が、領主ではなく、奉仕を受ける権威として描かれ、吉野郡全体が中世において税を負担していなかったとする論理が展開される傾向、(3)中世吉野の軍事力が誇張され、16世紀末に至って織田・豊臣政権に対して租税の納入を強いられたように述べられる傾向、が特筆される。近世を通じて共有化が進められたこれらの論理は、中世吉野郡が自立していたとする理解を、対外的な自画像として、また山村地域の内部における歴史像として定着させることになったといえる。

以上の検討から、本論文は、日本の「山村」と「山村地域」の形成に関して、次のような想定を導くに至った。

古代以来の山地を包摂する政治・経済的な体系のなかで、「山村地域」が特化していく過程が想定され、非稲作的生業を核心とする山村文化と低地の稲作文化との対比が明確化した画期として、近世を重視すべきと考える。それは政治的な側面からみれば、山地部のみならず平野部においても非稲作的産物が要求されていた中世から、林産物の移出機能が要求され、林政が幕府・諸藩において展開する近世への変化として、捉えることができよう。また経済的な側面からみれば、近世における商品経済の山村への展開が、林産物を重要な要素とする多様な生業を促進した過程が想定される。

論文審査の結果の要旨

日本における山村の研究は、近・現代および現状・将来に関わる調査・研究を別とすれば、視角と成果のいずれもが大きく二つの方向に乖離してきた。とりわけ近世以前の山村をめぐる研究は、民俗学・文化地理学・民族学からの視角が、山村固有の文化・生業が存在することを前提としてその衰退過程に向けられてきたのに対し、歴史学の場合は、主として山地地域の政治的・経済的展開が問題として設定されていることが多く、両者は十分に接点を有さないままに推移してきた。

論者は、このような研究の流れを見極め、多くの山村研究者にとって「山村」という概念が所与の前提として存在するものであり、「山村地域」という認識の形成過程についても看過されてきた実態を指摘した。論者は「山村」概念が歴史的に形成された地理思想的な観念である可能性、ならびに現実の「山村地域」もまた、平野地域と区別される特質を備えた地域として、歴史的に形成された可能性をも検討対象に加えるべきことを主張し、両者を本論文の研究対象に据える。これには、近年の歴史地理学における「想像」ないし「認識」された過去の世界に焦点を当てる視角からみた「山村像」の提示という意図も含まれている。

論者はまず、近世以前の山村をめぐる従来の研究動向を文化・政治・経済の三点をめぐる研究に整理し得ることを示して、それぞれに検討を加え、本論文の論点を明確化する(第一章)。文化的な論点としては、山村に伝存した非稲作的生業が、民俗学・文化地理学・民族学の視点によれば、縄文期に起源をもつものと想定されるのに対し、そのような生業が山地のみに存在したものではないことや、山地文化と平野部の稲作中心の文化とが明確なコントラストを見せるに至ったのは近世である可能性を導く。政治的な論点としては、民俗学が近世初期の山村一揆を中央政権による山村制圧の現れとして理解しているのに対し、古代・中世における山地所領の存在および政治支配の状況の解明が必要となることを指摘する。さらに経済的な論点としては、文化地理学が山村の「原型」の特質を多様で幅広い非稲作的生業に見出し、商品経済の発達とその衰退を招くとするのに対し、山村の生業の多様性が、むしろ商品流通を背景としていた可能性を指摘する。以上の3点に加えてさらに、近世山村自体が、その過去に遡って自画像を表現する動向にも注目し、その分析の意義と必要性についても言及し、本論文の対象に加える。

以上の問題設定の下に進められた事例分析によって、本論文は次のような成果を得ている。

まず、政治的な論点に関わる事例として、四国山地東部の大忍荘槇山における中世名の境界を取り上げ、中世において山地所領の形成と山地空間の支配が進展していたことを例証する。13・14世紀の名の境界相論の事例は、集落と同程度の標高部分で山地の地形環境が土地利用の進展を妨げることはなかったこと、標高800m以上の部分で一部の境界が人為的に画定されたものの、近世に入って焼畑が境界に接近するまで境界相論が発生するような状況とはならなかったことを示している。総じて中世の山地民は、精妙な山地空間の認識を有していたことが示される。

第三章では、吉野林業地帯に属する川上郡井戸村の文禄4年と延宝7年の検地帳を検討し、集落を中心とした定畑・焼畑の同心円的土地利用の配列と耕地のローテーションの状況、近世前期における楮・茶・漆栽培の盛行を確認している。この時期における自給的作物栽培から商品作物栽培をとり込んだ多角的経営への転換は、林業へと特化せざるを得なかった自給

的作物中心の零細経営という従来の見方の修正をせまる。

第四章では、『熊谷家伝記』の検討を通して、「山地地域」を特別な地域として認識する動向に接近する。同書は従来、その内容をほぼそのまま史実に近いものとして理解するか、逆に全くの虚構として無視するかのいずれかの形で扱われて来たものであるが、近世の一山地民による中世山村像の再構成の例として分析し、3つの構図を析出する。第一に、同書は無人の山地が14世紀に初めて開発されたように物語るが、実際には熊谷家の祖先たる落人が後から現れ、先住者の土地をいわば乗っ取ったものと判断される。さらに、近隣の有力者とその領域が、熊谷家の登場の後に出現したかのように表現されているが、それは同書が周辺部に先住していた人々を閉め出す構図を取っていることに由来する。第三に、熊谷家が自らの「郷」領域とその境界を設定したと表現しているが、それは近世の境界を遡及して投影したに過ぎないとみられることである。つまり、先住の人々とその領域を隠し、特定のイエの領域性を強調するように再構成された歴史像であり、山村一般に多い落人伝説にも共通する構図である可能性が認められるとする。

第五章では、個人・家のみならず、山村自体が、中世を回顧する自画像を形成し、それを共有するに至る過程を扱う。近世大和国吉野郡では、18世紀以降、まず諸役免除の嘆願書において郡全体が中世の自立的体制に由来して雑税免除の特権をもつことを主張する。次いで数多く作成された村々の旧記・由緒書によって中世以来の村々が租税免除などの特権をもち、また金峰山寺や南朝に奉仕した自立的軍事力であったものが、16世紀末に織田・豊臣政権下で租税納入を余儀なくされたとの歴史像が共有され、特筆されるに至ったことを明らかにする。つまり、近世を通じて共有化が進められたこれらの論理が中世吉野郡の自立性という自画像・歴史像を対外的および山村地域内部において定着させたことを示す。

以上の検討から、本論文は、古代以来の山地を包摂する政治・経済的な体系のなかで、「山地地域」が特化していく過程を構想し、非稲作的生業を核心とする山村文化と低地の稲作文化との対比が明確化した画期を近世に求める。つまり、山地的・平野的とを問わず非稲作的生産物が生産され、それが領主的収取の対象であった中世から、幕府・藩による林産物の移出機能の要求が増大し、それが展開する近世へと変化したとみる。一方では近世における商品経済の山地への進展が、林産物を主要な要素とする多様な生業を促進したと推定する。近世山村は、このような流れの中で、「山村」であることを対領主交渉の論拠として活用すると共に、中世山村に無領主的・自立的な政治体制を措定する回顧的な自画像を形成し、それを主張する。

これらの分析とその結果は、近世以前の山村に対する研究視角・研究方法にともなう見解の乖離と、未検討のままの暗黙の前提の存在といった従来の研究状況を脱し、山村研究を個別資料分析に立脚した新たな研究レベルへ導くと共に、新しい山村像・山村概念の形成過程を構想し得たという点で、特に意義のある成果である。ただ、論者自身が既に指摘しているように、近世における「山方」など、山村の行政的な取り扱いについてさらに検討を要すべきことが残されている。また、史料的制約が大きいとはいえ、検討対象が土佐、大和、信濃・三河・遠江国境地帯の三箇所限定されていることも、一般化へのプロセスにおいて、これらの事例を位置付ける作業や、他の事例の付加・検討などを要する点であろう。これらはいずれも論者自身によって解決への努力が続けられるべき課題であり、その成果が期待し得る課題でもあろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として十分価値あるものと認められる。1998年2月26日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。